

## 年末調整の準備のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も年末調整を行う時期となりました。

『年末調整』の準備のため、給与所得者全員につきまして下記の書類を準備していただけますようお願い申し上げます。

なお、不明の点やご質問等がございましたら担当者までご連絡下さい。

記

### ① 保険料控除証明書

- ◇ 生命保険料:年間掛金最高 8 万円まで(控除証明書が必要)  
※ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険料については、年間掛金最高 10 万円まで
- ◇ 個人年金保険料:年間掛金最高 8 万円まで(控除証明書が必要)  
※ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した個人年金保険料については、年間掛金最高 10 万円まで
- ◇ 介護医療保険料:年間掛金最高 8 万円まで(控除証明書が必要)
- ◇ 地震保険料:旧長期損害保険 1 万5千円・地震保険最高5万円まで(控除証明書が必要)
- ◇ 社会保険料:給料より控除以外のもの(本人が直接支払った国民年金、国民年金基金、介護保険・国民健康保険の保険料 証明書(国民年金)が必要となります。)
- ◇ 小規模企業共済等掛金:証明書が必要

### ② 住宅取得等特別控除申告書

税務署より郵送の申告書が必要

金融機関等の証明書が必要(借入金残高証明書等)

### ③ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出

- ◇ 源泉控除対象配偶者:所得者(所得の見積額が 900 万円以下の人に限ります)と生計を一にする配偶者で所得の見積額が 95 万円以下の人
- ◇ 配偶者控除・配偶者特別控除 :給与所得者の配偶者控除等申告書を記載
- ◇ 老人控除対象配偶者:昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人は割増控除が受けられます
- ◇ 控除対象扶養親族 :平成 21 年1月1日以前に生まれた人で、年間給料の総支給額 1,030,000 円以下の方は控除が受けられます  
(注)平成 23 年分の所得税から、年齢 16 歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されております。
- ◇ 特定扶養親族:平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までの間に生まれた人
- ◇ 老人扶養親族:昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人  
同居している老人扶養親族のある人は申し出てください  
同居している特別障害者のある人は申し出てください
- ◇ 障害者控除:本人・被扶養者とも適用があります
- ◇ 寡婦・寡夫控除:寡婦・寡夫の要件に該当する人は申し出てください
- ◇ ひとり親控除:合計所得金額 500 万円以下で、年間給料 1,030,000 円以下の子がある人は申し出てください
- ◇ 勤労学生控除(本人):年間給料 1,300,000 円以下の人(学校等の証明書が必要)

### ④ 中途就職者の方(新規学卒者を除く)

前職分源泉徴収票(令和 6 年分)が必要